

現行型司法修習の開始時期の繰下げ等について

司法修習委員会

- 1 現行型司法修習に関し，平成23年度採用の現行第65期司法修習生の修習開始時期を，4月から7月下旬に繰り下げるのが相当である。
- 2 平成23年旧司法試験第二次試験（口述試験のみ）の実施時期を前倒しすることを前提に，同試験合格者についても，1により繰り下げられた平成23年7月下旬から修習を開始させる機会を与えた上で，現行型司法修習の実施は現行第65期までで終了するのが相当である。